

保護者各位

東京都立第五商業高等学校
校長 小川 孝
(公印省略)

令和2年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
令和2年4月から多子世帯における都立学校授業料等支援事業が始まりましたことを改めてお知らせします。手続き等ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

記

1 概要

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）で、収入に関らず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料等を1/2に減額する制度です。別添「01令和2年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業について（令和2年4月版）」を参照してください。

2 支給対象となる世帯

就学支援金が不認定及び不申請の世帯（所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上））で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

3 支給対象外の世帯

- (1) 就学支援金が受給できる世帯
- (2) 保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いない世帯

4 申請方法

(1) 就学支援金が不認定の世帯

就学支援金の認定・不認定の決定通知が7月頃に保護者宛に郵送されます。

・不認定で、多子世帯における都立学校授業料等支援事業の申請を希望される方は**決定通知を受け取ってから10日以内**に経営企画室までご連絡ください。必要書類をお渡します。

※すでにご連絡いただいている世帯については、本校よりご通知いたします。

※通知を受け取ってから30日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。

(2) 就学支援金が不申請の世帯（2・3年生の世帯で本校から申請書類が未だ届いていない世帯）

第五商業高等学校HPから様式をダウンロードしていただき、経営企画室までご提出ください。

【提出期限】6月19日（金）必着

【提出書類】

- ① 授業料通信教育受講料減免申請書
- ② 扶養親族等状況届
- ③ 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

5 問い合わせ

東京都立第五高等学校
経営企画室 経営企画室長
TEL042(572)0132

